平成３０年（フ）第４２９号
名古屋市千種区新西１丁目５番30号　ユニーブル千種東102号
債務者　渡邉　政秀
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２６号
滋賀県東近江市五個荘簗瀬町538番地19　レオパレス簗瀬　107号
債務者　山田　政義
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第１８３号
兵庫県姫路市幸町47番地１パナハイツ　魚橋N201号
債務者　落合　正明
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１９６号
兵庫県高砂市神爪２丁目４番10―１―Ａ号アドバンス21
債務者　北端　美喜
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第７号
島根県益田市高津２丁目15番１―126号、前住所滋賀県甲賀市水口町春日57番地43
債務者　大野　貴司
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
松江地方裁判所益田支部

平成３０年（フ）第１０３号
徳島県名西郡石井町高川原字高川原2280番地９
債務者　山口　敦史
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３９号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦22番地９　セトルM103、前住所静岡県浜松市南区大柳町447番地の３　クレール201
債務者　中川シンチャこと　ＮＡＫＡＧＡＷＡ　ＣＩＮＴＩＡ　ＥＲＩＫＡ
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第４７号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲1383番地１
債務者　諸岡　恵美
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第４３号
鹿児島県鹿屋市王子町4308番地　ハイツわかな王子202号
債務者　池田　健一
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続廃止

平成３０年（フ）第２５号
千葉県柏市しいの木台４丁目31番地19
破産者　佐藤久実枝
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第６３号
千葉県柏市大津ケ丘２丁目19番地33
破産者　金田ひろみ
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第７０号
千葉県柏市増尾台１丁目８番23号　ソプラリラッサ202号
破産者　竹入　　実
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３５８号
神奈川県厚木市恩名２丁目14番１―804号
破産者　ＭＩＷＡ　ＨＯＭＥ株式会社
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２７号
東京都港区新橋２丁目東口地下街１号
破産者　株式会社新橋清月堂
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第２８号
栃木県下野市祇園１丁目22番３号レジデンスカープ自治医大201号
破産者　株式会社建築工房源
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１７７７号
東京都杉並区方南１丁目11番14号
破産者　東京さくらツーリスト株式会社
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７７８号
神奈川県横浜市磯子区森が丘１丁目25―５、開始決定時の住所東京都杉並区方南１丁目11―14
破産者　三橋　明仁
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部